

呉市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に伴う事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。）で使用する用語の例による。

(認定申請に係る手続き)

第3条 法第35条の規定に基づく建築物の容積率の特例の適用を受けない場合は、次のいずれかの手続きを行うものとする。

(1) 建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項、第18条第3項又は同条第4項の規定に基づく確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けている場合は、当該確認済証に同法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の副本又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による計画の通知書の副本及び添付図書を添えたもの（以下「確認済証等」という。）を提示し、当該確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合を受けるものとする。

(2) 確認済証の交付を受けていない場合は、その旨を申請書に記載するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に係る手続き)

第4条 市長は、法第30条第2項の規定に基づく申出を受けた場合、同条第3項の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）への当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の通知は、別記様式第1号の計画通知書に当該申出をした者より提出された確認申請書等を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の通知を行った場合に、第9条第1項の規定による取下届の提出があったときは、別記様式第2号の取下通知書により建築主事等に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第30条又は法第31条の規定に基づく認定をしない場合は、別記様式第3号の認定しない旨の通知書により、当該認定申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 認定建築主は、認定を受けた向上計画の建築物の建築工事が完了したときは、当該向上計画に基づいて建築工事が行われたことについて建築士の確認を受けた上で、速やかに、別記様式第4号の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書により市長に報告するものとする。

2 市長は、法第32条の規定に基づく報告を求める場合は、別記様式第5号の認定エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告を求める旨の通知書により認定建築主に通知するものとする。

3 前項の報告を求められた認定建築主は、別記様式第6号の認定エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況報告書により市長に報告するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第33条の規定に基づき改善に必要な措置をとるべきことを命ずる場合は、別記様式第7号の改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、法第39条の規定に基づき認定を取り消そうとする場合は、別記様式第8号の認定取消通知書により行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第9条 建築主等は、法第29条第1項の規定による認定の申請（法第31条第2項において準用する場合を含む。）を取り下げようとするときは、別記様式第9号の取下届を提出するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画の取止め)

第10条 認定建築主は、認定を受けた向上計画を取りやめようとする場合は、別記様式第10号の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取やめる旨の申出書に第2条第1項（計画の変更認定を受けた場合は第3条）に規定する申請書の副本及び省令第24条（計画の変更認定を受けた場合は省令第27条）に規定する通知書を添えて、市長に提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別 記

別記様式第1号 計画通知書

別記様式第2号 取下通知書

別記様式第3号 認定しない旨の通知書

別記様式第4号 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

別記様式第5号 認定エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告を求める旨の通知書

別記様式第6号 認定エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等

の状況報告書

別記様式第7号 改善命令書

別記様式第8号 認定取消通知書

別記様式第9号 取下届

別記様式第10号 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取やめる旨の申出書